

令和2年（ネ）第409号 南相馬市原発損害賠償請求控訴事件

一審原告 高田一男 外

一審被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 4

～原判決が本件原発近くに住み続けることによる不安を考慮していないこと～

2022年1月19日

仙台高等裁判所 第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 広 田 次 男



同 弁護士 大 木 一 俊



同 弁護士 坂 本 博 之



同 弁護士 深 井 剛 志



外

第1 本書面の目的

本書面では、一審原告ら控訴理由書127頁以下において指摘した「(原判決が)本件原発近くに住み続けることによる重大な不安を考慮していないこと」、ひいては、原判決における故郷喪失・変容慰謝料の損害額算定が著しく不相当であって経験則又は条理に反するものであって是正されるべきであることについて、以下のとおり主張を補充する。

第2 福島第一原発(以下「本件原発」という。)が居住地付近に存在することによる一審原告らの精神的苦痛

1 本件原発の存在及び廃炉作業のリスクがもたらす不安を日々強いられることによる精神的苦痛の存在

以下に見るように、一審原告らを含む本件原発の周辺住民は、本件原発が今なお本件事故時と同じ位置に存在していることによる不快感のみならず、本件原発およびその廃炉作業に内在するリスクについての不安をこれまで10年間にわたって日々強いられてきた。

(1) 本件原発自体に内在するリスク

本件原発建屋内には、放射能汚染水、放射性汚泥(スラリー。甲A289)、使用済み核燃料、燃料デブリ、廃炉作業に伴い生じる廃棄物等といった放射線リスクのリスク源が多く残存したままとなっている。これらは、その多くが一般の原子力施設には存在しないリスク源であり、本件事故によって発生したものである。しかも、そのリスク源が総体としてどれほどの規模のものであるかについては、本件事故から10年が経過した現時点においてもなお本件原発建屋内すべての調査が完了していない状況にあることから未だその全容が明らか

かではなく（甲A 3 3 6：6頁）、実際にも2020（令和2）年10月に行われた原子力規制委員会の調査によって新たなリスク源が発見されたこと（本件原発2号機、3号機の原子炉建屋上部にあるシールドプラグの下面に各々20から40ペタベクレル（PBq）ものセシウム137が存在していること。甲A 3 3 6：5頁、甲A 3 3 3中間：18頁）は記憶に新しい。

そして、放射性物質は人体に有害な化学物質であって、放射性物質が漏洩した場合には、被曝者は死に至ることがある上、被曝者本人に現れる身体的影響のみならず被曝者の子孫に現れる遺伝性影響もあり得るほか、周辺住民については困難な避難や苛酷且つ長期間の避難生活を強いられたり生活基盤を剥奪されたりすることもありうる。すなわち、本件原発が抱えている放射線リスクもまた、一審原告らを含む本件原発の周辺住民にとっては、生命・身体・財産その他の生存基盤全般に重大かつ深刻な被害をもたらしかねないものであることに変わりないのである。

そうである以上、本件原発は、単に公益性がゼロな施設（廃墟）というだけにとどまらず、一審原告ら含む本件原発周辺住民の生存基盤全般に重大かつ深刻な被害を与える放射線リスクを抱えた有害施設と言わざるを得ない。

（2）廃炉作業に内在するリスク

ア 廃炉作業自体のリスク

しかも、こうした本件原発が抱える放射線リスクを排除するために行われる廃炉作業にも、放射性物質飛散のリスクが存在している。

（ア）例えば2013（平成25）年には、3号機のがれき撤去作業に伴う放射性物質飛散によって、実証栽培したコメから100ベクレルを超える放射性物質が検出されるという騒動があった（甲A 1 1 2：21頁、桜井勝延証人調書22～23頁、甲A 2 6 0）。

（イ）また、日本原子力学会は、2019（令和元）年10月に「廃炉リスク

評価分科会報告書（燃料デブリの現状及びその取り出しにおける定量的リスク評価手法の検討）」という報告書を発表した。その中では、廃炉作業のリスクについて「福島第一原子力発電所の事故が発生して8年が経過する中、様々な対策が実施された結果、燃料デブリは現在、一定の準安定状態を維持していると考えられるが、中長期的には準安定状態からの逸脱や施設の経年劣化等の可能性がある。このようなりスクを速やかに低減するため、燃料デブリを取り出して、より安定で安全な状態で保管することが計画されている。燃料デブリを取り出す作業は、現在の準安定状態に手を加え、格納容器に開口部を設けて燃料デブリにアクセスし、準安定状態に変化をもたらす行為であり、作業に伴って放射線リスクが増加する可能性がある。」（甲A290：5頁。下線は引用者による）と指摘されている。

(ウ) 詳しくは後述するが、本件原発の廃炉作業は、一審被告の掲げる目標を前提としてもその完了までに後20年～30年はかかるとされている上、実際には一審被告の設定した計画通りに実施できていないことから更なる期間を要するのではないかと指摘されているところである。また、本件事故から10年が経過しても未だに新たな重大なりスク源が発見されていることから明らかなように、本件原発建屋内の調査は未だ半ばであって、本件原発建屋内のリスクの全容も未だ明らかになっていない状態である。

こうした事情も併せ考えれば、少なくとも現状では、本件原発それ自体の放射線リスクはもとより、廃炉作業による放射線リスクも軽視することはできないと言わざるを得ない。

イ 安全確保についての担保がないこと

(ア) 加えて、このようなりスクが内在する本件原発それ自体の維持管理や廃炉作業を実施する一審被告は、そもそもが本件事故をその過失によって引き起こした張本人である上、本件事故後も原発の安全に関して多数の不祥

事を起こしている企業であって、その適格性・信頼性に重大な疑義があると言わざるを得ない。

(イ) 一審被告に適格性・信頼性がないことを基礎づける具体的事実は、以下のとおりである。

- i) 劣化が進む建屋の耐震性を調べるために一審被告が2020年3月に3号機の1階と5階に新たに設置した地震計について、同年7月には1階の1基が雨で水没して故障し、同年10月には5階の1基も通信異常を起こして使用できなくなっていたにも関わらず、修理・交換がなされないままだったこと（甲A227）
- ii) 一審被告の柏崎刈羽原発で、2020年3月以降、複数の検査設備が故障し、代替措置も不十分な状態が複数の場所で30日以上続いたこと（甲A228）
- iii) 一審被告の柏崎刈羽原発で、2020年9月には、社員による他人のIDを使った中央制御室への不正侵入も発生したこと。また、点検など日常的な対策にも問題があったこと（甲A228）
- iv) 柏崎刈羽原発で2021年1月、一審被告は同月12日に同原発7号機の安全対策工事が終了したと発表したのに、同月27日には実際は一部工事が完了していなかった（一部を6号機の工事として管理していたために見落としていた）ことを公表したこと（甲A291）
- v) 本件原発の放射性廃棄物を保管しているエリアの地面でゲル状の塊が見つかり、1時間あたり13ミリシーベルトという比較的高い放射線量が計測されたが、その後の調査で、廃炉作業で使った吸着剤などが入ったコンテナ1基の一部が腐食して中の放射性廃棄物が漏れ出していたこと。そしてこの件について一審被告は「ご心配をおかけし申し訳ありません。水分がたまり、コンテナが腐食することを想定できていなかった。再発防止に努めたい」と発表したこと（甲A292）

- vi) 上記 iii) の不祥事について外部検証委員が行った社内アンケートでは、
- 「経営層・管理層が核セキュリティを理解していると思っていない」
 - 「経営層に安全優先を考えて相談に行っても、費用の高さ、仕事の遅さを怒られ、相談にも乗ってもらえない」「管理層の経営層に対する忖度を強く感じる」などの指摘が相次いだこと（甲A283）
- vii) 本件原発の汚染水処理設備で排気フィルターが破損したのを公表せずに交換して、再発防止も講じなかったこと（甲A286）
- viii) 柏崎刈羽原発7号機で火災感知器約100台が不適正設置されていたこと（甲A287）
- ix) 柏崎刈羽原発において、物品を搬入する業者の車両が誤った車両通行証を使用して各セキュリティに関わる周辺防護区域に入ったこと（協力企業が搬入の委託先の業者に誤った車両通行証を手渡したうえ、出入り口にいた警備員が物品の照合作業に気を取られて車両通行証のチェックを疎かにしたのが原因であること。甲A293）
- x) 柏崎刈羽原発7号機の74カ所で配管の溶接不備が見つかり、1220カ所をやり直すことを決めたこと。また、別の3社が溶接した317カ所でも配管内の酸素濃度を管理していないなどの不備が見つかり、再工事を行うことになっていること（甲A288）
- (ウ) このように一審被告は、本件事故という重大事故を引き起こしておきながら、本件事故後も安全対策上の不祥事を次々と起こしている。このような一審被告の一連の不祥事に関しては、更田原子力委員会委員長が「東電には柏崎刈羽で燃料を移動させる資格はない。」と発言したり、新潟県の花角英世知事が「適正に施設を管理できていない。次々と（問題が）出てくると、適正に（原発を）運転する能力があるのかと思う。」と不信感をあらわにしたりしているところであって、自らが「IDカード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失に係わる改善報告書」（甲A283）

に記載したように核物質防護に関する「リスク認識が弱い」と断じざるを得ないほどである。

こうした不祥事を起こすたびに一審被告は、「反省している」とか「最後の機会と覚悟を持って取り組む」「本気で生まれ変わる」と述べてきた。しかし、一向に不祥事がなくなる気配がない。一審被告は、かつて、福島第一原発等における2002（平成14）年における自主点検記録の不正問題において再発防止対策として、「しない風土」「させないしくみ」への取り組みとして「4つの約束」（情報公開と透明性の確保、業務の的確な遂行に向けた環境整備、原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革、企業倫理遵守の徹底）を掲げた（甲A294）。しかしこの4つの約束が守られることはなく、本件事故が発生した。この事故を経て生まれ変わるかと思えばこうした一連の不祥事である。刑事事件に例えるならば、何度も累犯を重ねた被告人がろくな根拠も示さずに「今度こそ更生します、抜本的に考え方を改めます」と言っているようなものである。厳しい刑事裁判官は、そんな口先だけの反省を認めて情状酌量などしないレベルの言動である。まさに、花角英世新潟県知事の発言や朝日新聞及び東京新聞の社説等（甲A295）が示唆するように、一審被告には原発の運転ひいては放射線リスクがある（言い換えれば、生命・身体・財産その他の生存基盤全般に重大な影響を及ぼすリスクがある）作業を行う適格性・信頼性が著しく欠如しているのである。

(エ) そして、前述のとおり本件原発それ自体およびその廃炉作業もまた、放射線リスクが内在している。そのような本件原発の維持・管理および廃炉作業を実施するのは、上記のとおり放射線リスクを伴う作業を行うことについての適格性・信頼性が著しく欠如した一審被告である。これは、本件原発それ自体およびその廃炉作業に内在する放射線リスクを顕在化させないことについての担保がないということに他ならない。そうである以上、

本件原発の維持・管理および廃炉作業を一審被告が適切に実施できるのか、放射線リスクを顕在化させないかについて不安を抱くのは、至極当然のことと言えよう。

(3) 本件原発それ自体や廃炉作業のリスクに対する不安を抱くことは相当であること

ア このように、本件原発自体が一審原告らを含む周辺住民にとって今なお未だ全容が不明なリスク源となっていること、そのリスク源を排除するための廃炉作業についても放射線リスクが指摘されていること（実際に平成25年にはそのリスクが現実化していること）、しかも本件原発の維持管理および廃炉作業を実施するのは一審被告であってそれらが安全に実施されることについての担保（適格性・信頼性）が一審被告にはないことからすれば、本件原発それ自体および廃炉作業に内在する放射線リスクについての不安は、一般人の誰もが抱く相当のものであるといえる。

イ 実際、南相馬市の元市長である櫻井勝延氏がその陳述書（甲A112）において「原発事故後、1万1000人を超える南相馬市民が、市外に転出を余儀なくされ、未だに7000人もの市民が避難先から帰還できずにいます。この事態は、原発事故によって飛散した放射性物質からもたらされた放射線による健康不安と廃炉過程での事故による放射性物質の飛散に対する不安が最大の要因です。」（同17頁）とか、「市民の間には、福島第一原発の廃炉過程で、北朝鮮からのミサイルの落下、航空機などを使ったテロ、大地震・大津波の再来、そして廃炉過程での放射能漏れ事故等が起きたら、再び避難しなければならないという根強い不安が広まっています」（同22頁）と指摘していることも、その不安の一般性ないし相当性を裏付けている。

(4) 一審原告らは長期間にわたってその不安を日々強いられていること

ア 一審原告らのうち今もなお南相馬市原町区（すなわち本件原発から20 km乃至30 km圏内）に居住し続けている一審原告らは、この10年間、こうした不安を日々強いられてきた。しかもその不安は、以下に述べるように、今後いつまで続くのか見通しが立っていない状況にある。

イ この点について一審被告は、本件原発の廃炉作業を（平成23年を起点として）30年～40年以内に終えるという目標を平成23年12月21日に示し（甲A261）、以降も現在に至るまでその目標を固持したままだが、本件事故から10年が経過する前日である令和3年3月10日時点のNHKの報道によれば、使用済み核燃料の取り出し作業に大幅な遅れ——例えば、本件原発3号機の使用済み核燃料の取り出し開始予定は4年遅れ、同1号機の上記開始予定が10年遅れ、同2号機の上記開始予定も7年遅れ——が生じている状況であるばかりか、前述のとおり原子力規制委員会が令和2年10月に本件原発建屋内を調査した際に建屋最上階にあるシールドプラグと呼ばれる格納容器を覆うコンクリート製の蓋で高レベルの汚染（推定放射線量は1時間に10 Sv。近づけば1時間で死に至るほどの高濃度）が判明したこともあって、あと20年～30年で廃炉作業を終了させることは非常に難しいのではないかと指摘されているところである（甲A296）。

ウ また、本件原発の廃炉とは何かという問題について一審被告は、「福島第一原子力発電所の『廃炉』は、『放射性物質によるリスクから人と環境を守るための継続的なリスク低減』を実践していく活動であると考えています。」とする一方で、「事故を起こした福島第一原子力発電所の『廃炉』の最終的な姿については、地元の方々をはじめとする関係者の皆さまや国、関係機関等と相談させていただきながら、検討を進めていくことになると考えています。」としており、本件事故から10年が経過した現時点においてすら、そもそも何をもって廃炉作業終了が完了したといえるのかさえも定まっていない状況にある（甲A297）。

エ このように、本件原発の廃炉作業は、本件事故から10年が経過した現在においても、終了まであと20年弱から30年弱という目標こそあるものの、それは絵に描いた餅というほかなく、実際には、いつ何をもって終了とするのかについての見通しすら全く立っていない状況なのである。要するに一審原告らは、これまでの10年間は言うに及ばず、これからも何十年にわたって（人によっては死ぬまで）上記不安を日々強いられ、それによる精神的苦痛を被り続けることになるのである。

2 一審原告らのこうした不安は賠償されるべきであること

(1) 違法な包括的平穏生活権侵害による不安であること

ア 本件原発の存在自体および廃炉作業のリスクが一審原告らにもたらしている不安の内実は、放射性物質漏洩によって生命・身体が再び危険に晒される不安、その危険を回避するために再び苛酷で長期間な避難等生活を余儀なくされるかもしれないという不安、そうした避難等生活などの影響によってこれまで再建してきた「故郷」が再び破壊されるのではないか（再び包括的生活基盤を剥奪されるのではないか）という不安などがその中心として挙げられる。

こうした不安を一審原告らが抱くことが相当であること（この不安が一審原告らだけの主観的なものにとどまらない客観的なものであること）については上記1において詳述したとおりであるところ、このような不安を日々強いられることは、まさに「その土地（地域）における平穏な日常生活」を妨げる重大なファクターであって、本件事故における被侵害利益である「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」を侵害するものといえる。

イ そして、本件原発それ自体に内在する上記のような重大な放射線リスクは、一般の原子力施設には存在しないものであって、また、本件原発の正常な稼働によって生じたものでもなく、むしろ一審被告の過失に基づくものであるから（この点については一審原告ら控訴理由書：12頁以下〔第1章責任論〕において詳述した。）、本件においては加害行為の相当性はそもそも問題とならない。

公益性という点に限ってみても、本件原発それ自体は何ら経済的利益その他の公益的利益を生み出すことができない公益性がゼロの施設（それどころか負の遺産）であるし、廃炉作業の公益性についても、公益性があること自体は否定しないが、同作業が必要となっているのは一審被告が過失によって本件事故を引き起こしたからである以上、そのことと切り離してその公益性だけを強調することが許されないことは言うまでもない。

このように、放射線リスクが内在する本件原発の存在および廃炉作業によって一審原告らを不安に陥れていることについて、一審被告には、そのことを正当化できるだけの事情（加害行為の相当性）が存在しないのである。

ウ 以上のとおりであるから、放射線リスクが内在する本件原発の存在および廃炉作業によって一審原告らを不安に陥れているこの事態（これまでの10年間はもとより、これからの何十年間も含む。）は、まさに一審原告らの包括的平穩生活権を違法に侵害したものと評価されるべきである。

(2) 一審原告らの精神的苦痛は賠償されるべき程度を超えたもの（＝損害）であること

ア また、上記1で詳述したように、本件原発自体が一審原告らを含む周辺住民にとって今なお未だ全容が不明なリスク源となっていること、そのリスク源を排除するための廃炉作業についても放射線リスクが指摘されていること（実際に平成25年にはそのリスクが現実化していること）、しかもその廃

炉作業を実施するのは一審被告であって廃炉作業が安全に実施されることについての担保（適格性・信頼性）がないことからすれば、本件原発それ自体および廃炉作業に内在する放射線リスクについての不安は、一般人の誰もが抱く相当のものである。

イ そして、そのような不安の源泉となっている原発自体および廃炉作業の放射線リスクは、一般の原子力施設には存在しないものであって、また、本件原発の正常な稼働によって生じたものでもない。あくまでも、一審被告の過失が引き起こした本件事故に由来するものである。

そもそも、原発は、放射性物質が漏洩した場合には生命・身体へ重大かつ深刻な被害をもたらすことから、重大なリスク源である。ところが、重大なリスク源であるにもかかわらず、現在もそうだが本件事故以前の法制度の下でも、原子力利用とその立地や再稼働等は基本的に国や一審被告を含む原発事業者の意思によって決定され、その決定プロセスにおいて、放射線障害や事故時の避難等の被害を受けるおそれのある（すなわち生命及び身体に係る人格権を侵害されるおそれのある）地域住民等が個別に自己の意思を表示したり、当該リスクに関わる意思決定に関与したりする手続的保障が法制度として存在していなかった。そのため、実質的には、国または原発事業者の決定が原発リスクの受忍・受容を（本来であれば受忍・受容義務のないはずの）立地地域の住民らに強いることになっていた。本件でもそれは同様で、国と一審被告の決定が上記リスクの受忍・受容を本件原発の周辺住民である一審原告らに一方向的に強いていたのである。そのような中で一審被告の過失によって本件事故が発生し、一審原告らを含む本件原発周辺住民らは、上述のとおり一般の原子力施設にはない、本件原発の正常な稼働によって生じたわけでもない放射線リスクに起因する不安を日々強いられることになった。それによる精神的苦痛（しかもそれは、これまでの10年間はもとより、今後何十年にわたって継続することが確実な精神的苦痛でもある。）まで一審原

告らが受忍しなければならないとするのであれば、それは、不法行為制度の指導理念である損害の公平な分担に悖るものであると言わざるを得ない。ましてやその不安が生命・身体・財産その他広範囲にわたる生存基盤全般に係る不安であることからすれば、尚更である。

不法行為制度の趣旨に照らせば、本件原発付近に居住する一審原告らがこれまでの10年間被り続け、これからの何十年間にも渡って被り続ける精神的苦痛については、一審原告らにおいて受忍しなければならない精神的苦痛であるとは到底認められず、賠償されるべき程度を超えた精神的苦痛、すなわち賠償されるべき損害と解するべきである（なお、不安であっても賠償の対象となる場合があることを指摘する論文として甲A298：34頁）。

第3 結語：原判決の判断は是正されるべきこと

- 1 以上見てきたように、今なお本件事故発生時と同じ場所に存在する本件原発それ自体およびその廃炉作業に内在する放射線リスクに起因する不安を日々強いられることによる一審原告らの精神的苦痛は、これまでの10年間のものはもとより、これから廃炉が完了するまでの何十年間も継続するものであって、これらは違法な包括的平穩生活権侵害による損害として賠償されなければならないものである。ましてや、これまで一審原告ら控訴理由書においても指摘したように、本件事故発生による大量の放射性物質の放出に伴い、一審原告らは生命・身体を重大な危険（不安）に現実には晒され、過酷な避難等生活を長期間にわたって余儀なくされたばかりか、「故郷」の破壊によって程度の差はあれども本件事故以前と同様の「平穩な日常生活」を営めない状況に追いやられたのであって、まさに本件原発は一審原告らにとって自らの平穩な人生を破壊した忌むべき存在なのであって、そのような本件原発が今なお本件事故時と同じ位置に（しかも何の役にも立たない状態で）存在し続けていること自体も一審原告らを含む周辺住民にとって

多大なる不快感ひいては精神的苦痛をも強いているのであるから、賠償の必要性は猶更高的。

2 そして、このような精神的苦痛については、そもそも中間指針において検討の俎上にすら上がっていなかったものであるから、中間指針を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償に固執する一審被告の既払金によっては賠償されていないことは明白というべきである。

3 そうである以上、上記精神的苦痛（これまでの10年間のものはもとより、これから先の何十年間のものも含む。）については、故郷喪失・変容慰謝料の重要な一要素として考慮し、その賠償額が決定されなければならない。ところが原判決は、この点について何ら考慮することなく賠償額を決定した。上記精神的苦痛を考慮に入れていたならば、故郷喪失・変容慰謝料の金額が70万ないし150万円に留まるはずもない。このような考慮すべき精神的苦痛を考慮せずに故郷喪失・変容慰謝料の金額を決定した原判決の判断は、著しく不相当であって経験則又は条理に反するものと言わざるを得ないから、控訴審において是正されなければならない。

以 上